

テクノロジーを活用した 業務効率化補助金について

山梨県 福祉保健部 健康長寿推進課
令和7年5月12日



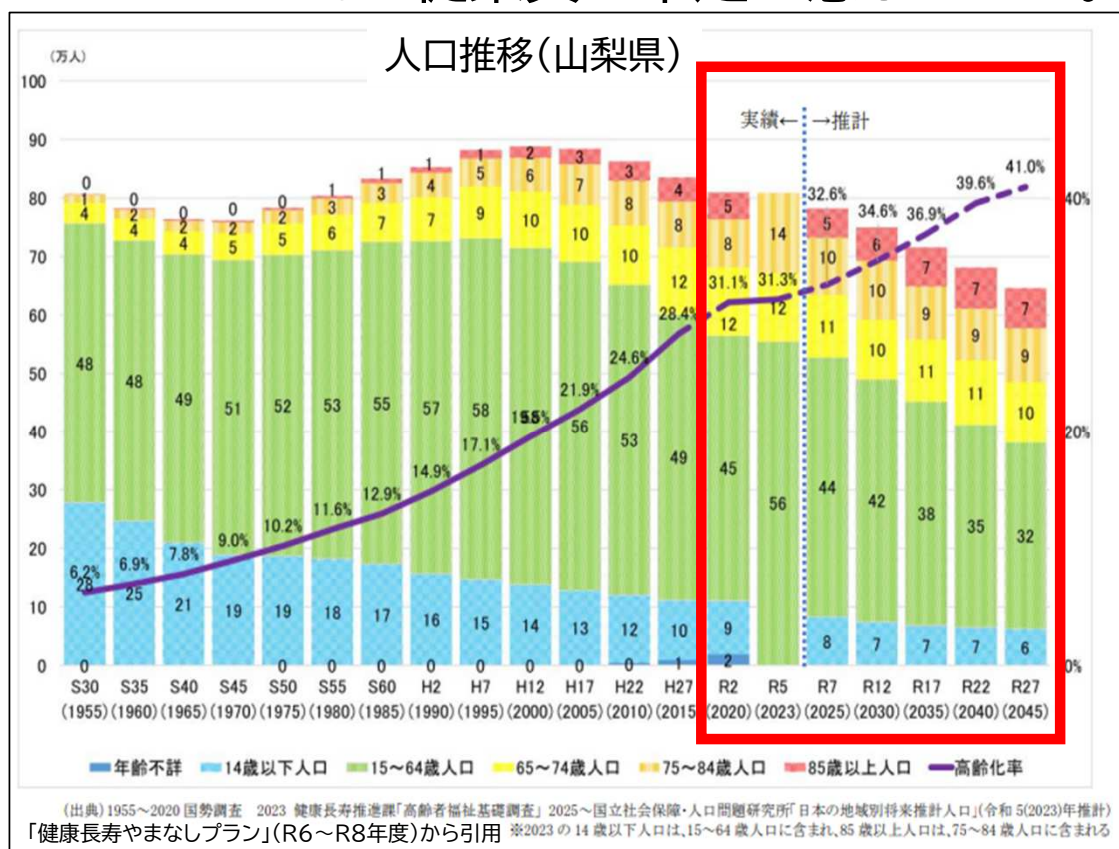
1. 補助事業の概要
2. 令和7年度の主な改正点
3. 補助事業のスケジュール

1. 補助事業の概要



1. 補助事業の概要 – 背景

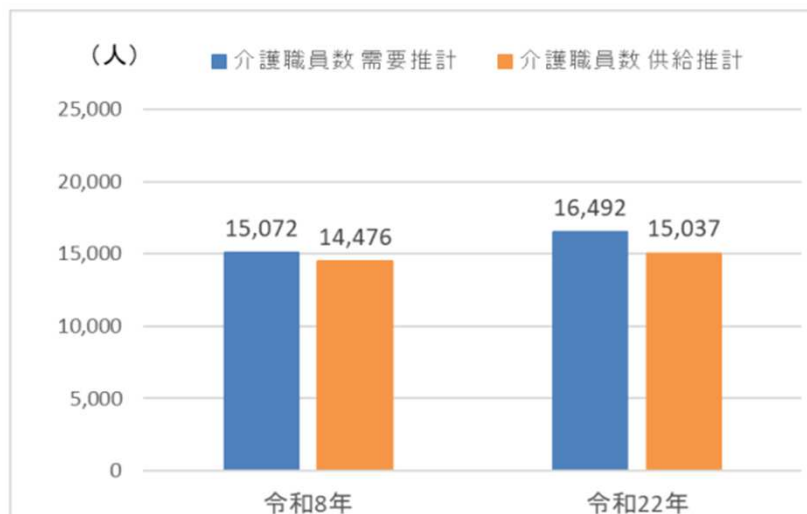
- 2040年に向けて高齢化が進行、介護職員数は需給ギャップが生じる。
- 介護労働実態調査(令和5年度山梨版・介護労働安定センター)によると、山梨県内事業所の57.1%が従業員の不足を感じている。



介護職員数推計結果

(単位:人)

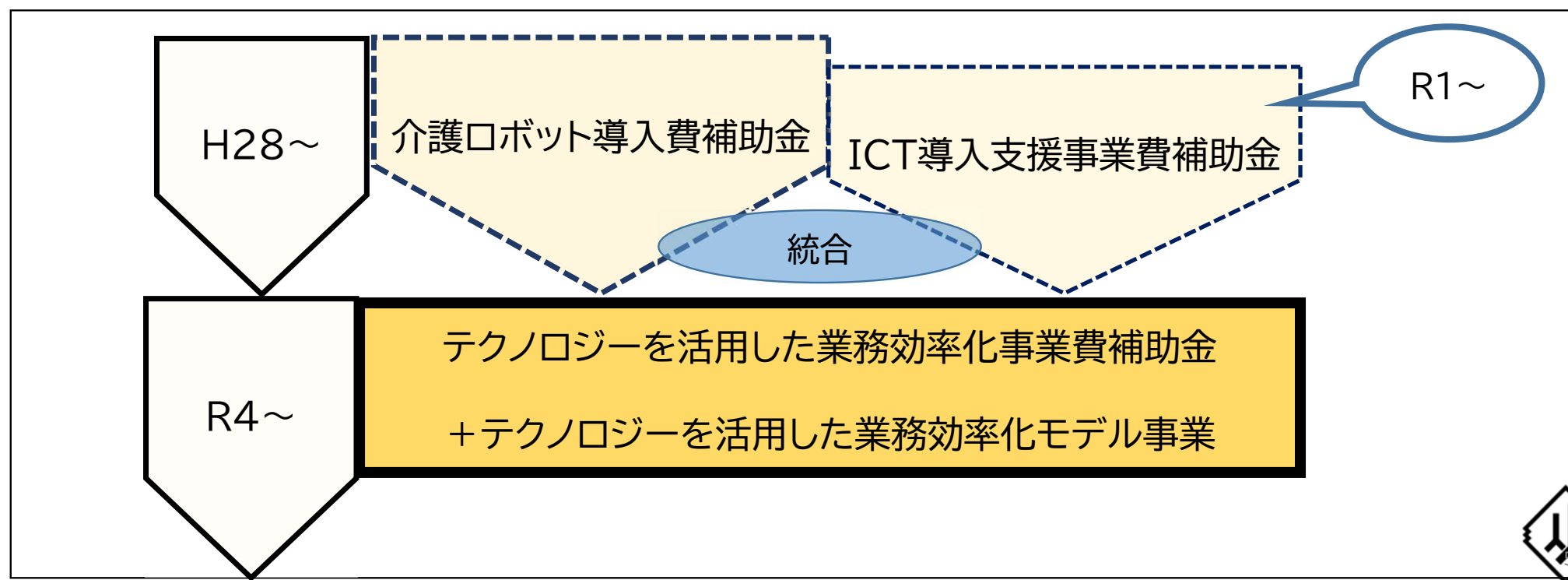
	介護職員数		
	需要推計	供給推計	需要と供給の差
令和8年	15,072	14,476	596
令和22年	16,492	15,037	1,455



「健康長寿やまなしプラン」(R6～R8年度)から引用

1. 補助事業の概要 – これまでの状況

- 山梨県では、介護職員の負担軽減や業務効率化による職場環境の向上を目的に、介護事業所の介護ロボット、ICT等の導入を支援。
- 令和4年度から、介護ロボット導入費補助金及びICT導入支援事業費補助金を「テクノロジーを活用した業務効率化事業費補助金」に統合。



1. 補助事業の概要(参考:R6年度)

- 県の交付要綱を国の要綱に基づき改正中。国の交付要綱を参考に示します。

赤字はR7年度に変更のあった箇所

令和6年度 県予算額 **8,000万円**

R5予算
4,500万円

補助事業	介護ロボット等導入	ICT等導入	パッケージ型導入支援	導入支援と一体的に行う業務改善支援
事業内容	- 介護ロボット導入 - その他	ICT導入	- 介護ロボットとICTを組み合わせる導入する場合の支援 - 見守り機器の導入に伴う通信環境整備	① 第三者による業務改善支援 ② 生産性向上の取組に関する研修・相談
補助率	3/4	3/4	3/4	3/4
補助上限額	移乗支援 入浴支援100万円 上記以外 30万円	事業所の職員数 1~10人 100万円 11~20人 160万円 21~30人 200万円 31人~ 260万円	1,000万円	45万円
要件等	1計画1回	1事業所1回	1事業所1回	1事業所1回

R3までの介護ロボット導入支援事業費補助金、ICT導入支援事業費補助金、R4、5のテクノロジーを活用した業務効率化補助金での補助を回数に含めます。



1. 補助事業の概要

県の要綱改正後、
県ホームページ等へ掲載



- 県の交付要綱・実施要綱を国の実施要綱に基づき改正中。国の実施要綱を参考に示します。

令和7年度 県予算額 **2億円**

R6予算(補正含む)
4億1,700万円余

R6年度末の要望調査を踏まえ、R7.6補正で追加要求中

補助事業	(1)介護テクノロジー等導入		(2) パッケージ型 導入支援	(3)導入支援と 一体的に行う 業務改善支援
	介護テクノロジー	(うち 介護ソフト)		
補助率	3/4		3/4	3/4
補助内容・ 上限額	「重点分野に該当する介護テクノロジー」の考え方 ○移乗支援・入浴支援 100万円 ○上記以外 30万円 (いずれも×導入台数)	○事業所の職員数 1～10人 100万円 11～20人 150万円 21～30人 200万円 31人～ 250万円	1,000万円 ※導入に伴う通信環境 整備も対象	45万円
要件等	・原則、「TAIS」選定機器 ・同一目的の機器導入の 場合、1機種に限る	・同左 ・記録、情報共有、請求業務 等を一気貫通で行うことが 可能であること	・(1)「介護業務支援」 に該当するものと連動 することで効果が高まる テクノロジーの導入	・相談窓口等による業 務改善支援 ・生産性向上の取組 に関する研修・相談



1. 補助事業の概要 ー重点分野に該当する介護テクノロジー



厚生労働省「介護テクノロジー利用の重点分野」について

(参考) 介護テクノロジー利用の重点分野の全体図と普及率



●9分野16項目 (3分野追加)

- ・機能訓練支援
- ・食事・栄養管理支援
- ・認知症生活支援・
認知症ケア支援



「福祉用具情報システム」
(略称:TAIS)
(公財)テクノエイド協会
に「介護テクノロジー」として
選定された機器を、原則
として補助対象とする。



1. 補助事業の概要 — 補助要件

県の要綱改正後、
県ホームページ等へ掲載



(参考)国の実施要綱を示します。

- 本事業による導入・活用により、収支の改善が図られた場合には、職員の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等に周知すること。
- 補助を受けた事業所は、「LIFE」による情報収集に協力すること。
- 独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」又は「★★二つ星」のいずれかを宣言すること。
- 介護テクノロジー等の導入に関して厚生労働省等が実施する効果検証事業、又は他事業者からの照会に可能な限り応じること。
- 厚生労働省が発行する資料を参考に業務改善に取り組み、**業務改善計画**を作成するとともに、定期的な導入効果報告を行うこと。

協議の際に提出
いただく予定です。



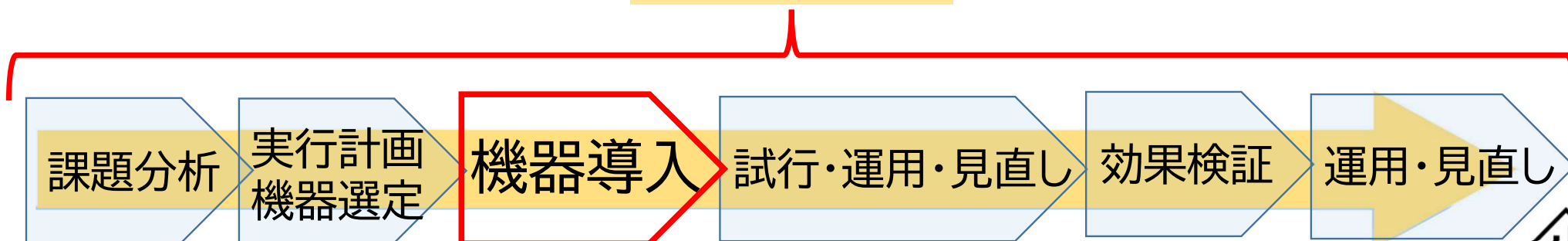
1. 補助事業の概要 ー業務改善計画(R6～)

厚生労働省が発行する資料等に基づき、業務改善に取り組み、業務改善計画書を作成すること。

厚生労働省が発行する資料

- 介護サービス事業所における生産性向上に資するガイドライン
- 介護サービス事業所におけるICT機器・ソフトウェア導入に関する手引
- 介護ソフトを選定・導入する際のポイント集
- 介護ロボットのパッケージ導入モデル
- 介護現場で活用されるテクノロジー便覧

業務改善計画



1. 補助事業の概要 ー業務改善計画①(R6～)

厚生労働省「介護サービス事業所における生産性向上に資するガイドライン」

介護サービス事業（施設サービス分）における
生産性向上に資するガイドライン

施設・事業所向け手引き

より良い職場・サービスのために
今日からできること
(業務改善の手引き) パイロット事業令和2年度版

厚生労働省老健局

2 業務改善に向けた
改善活動の標準的なステップ

改善活動の手順とポイント

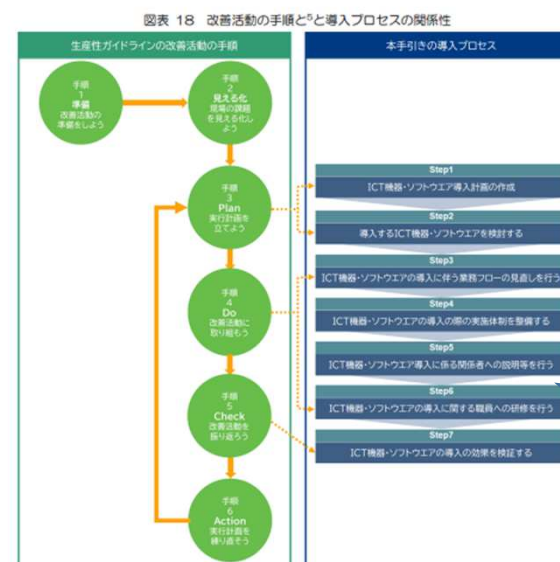
この章では、改善活動の標準的なステップを具体的なツールの活用方法も交えながら、より実践的に紹介します。Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(修正)を繰り返し行うことが、PDCAサイクルを回すことです。何度も繰り返しPDCAサイクルを回すことで、継続的に改善活動に取り組みましょう。是非、改善活動に取り組む際の参考にしてください。

手順	進めるコツ	使用するツール
手順1 改善活動の準備をしよう	☐ 改善活動をするプロジェクトチームを立ち上げ、プロジェクトリーダーを決める。 ☐ 経営層から施設全体への活動開始のキックオフ宣言をする。 ☐ 外部の研修会を活用する。	
P 手順2 現場の課題を 見える化しよう	☐ 「課題把握シート」「気づきシート」から課題を抽出する。 ☐ 「現場関係図」「課題分析シート」により課題を構造化する。 ☐ 「業務時間見える化ツール」により業務を定量的に把握する。	課題把握シート 気づきシート 課題分析シート 業務時間見える化ツール
手順3 実行計画を 立てよう	☐ 考えられる取組を出し合い課題発生までの経路を調べ、「改善方針シート」で整理する。 ☐ 「進捗管理シート」において成果を測定する指標を定める。	改善方針シート 進捗管理シート
D 手順4 改善活動に 取り組もう	☐ まずはとにかく取り組み、試行錯誤を繰り返す。 ☐ 小さな改善事例を作り出す。	進捗管理シート
C 手順5 改善活動を 振り返ろう	☐ 「進捗管理シート」により予め定めた成果指標や経費のポイントを確認する。 ☐ 上手くいった点、いかなかった点を整理する。	
A 手順6 実行計画を 繰り返そう	☐ 上手くいった点、いかなかった点について、分析を加える。 ☐ 他の取組も含め、実行計画に修正を加える。	

- 施設系
- 居宅系
- 医療系

1. 補助事業の概要 一業務改善計画②(R6～)

厚生労働省「介護サービス事業所におけるICT機器・ソフトウェア導入に関する手引」



「生産性向上ガイドライン」で示された「業務改善に向けた改善活動の標準的なステップ」の手順に沿って、ICTの活用のポイントを解説

厚生労働省「介護サービス事業所におけるICT機器・ソフトウェア導入に関する手引」
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000679165.pdf> 2024.6.18

* 厚生労働省「介護サービス事業所における生産性向上に関するガイドライン（仮称サービス、令和元年改訂版）」
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000679165.pdf> 掲載日：令和4年3月14日



1. 補助事業の概要 一業務改善計画③(R6～)



厚生労働省「介護ロボットのパッケージ導入モデル」



5. 機器導入のポイント

介護ロボットの導入事例を踏まえて、機器導入にあたってポイントとなる部分を以下の通り整理しました。

※以下の手順は、「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」で示されている「業務改善に向けた改善活動の標準的なステップ」に準じて記載しています。

手順	ポイント
手順 1 改善活動の準備をしよう	<改善活動を検討・実行に移すための体制づくり> - 生産性向上の取組を推進するにあたって、プロジェクトチームをつくりましょう。 - 現場担当者だけでなく、経営層(トップ層)も関与しましょう。 - 経営層(トップ層)から、取組開始のキックオフ宣言をし、取組の意義等を周知しましょう。
手順 2 現場の課題を 見える化しよう	<介護現場での課題把握> - どのような現場の課題があるのか、今後どのようなケアを進めていきたいのか、議論して見える化しましょう。 - 導入したい介護ロボットを前提とした議論をするのではなく、施設・事業所の課題や抱たい課題を丁寧に議論することが望ましいです。
手順 3 実行計画を立てよう	<導入後のオペレーション変更の検討、導入後の効果を把握するための定量的な効果の測定> - 課題等を踏まえ、介護ロボットの導入をする場合、実行計画を検討します。 - これまでに介護ロボットを導入したことがない場合、本冊子(7. 付録「介護ロボット導入のためのフローチャート」)を参考にしましょう。 - 一度に複数の機器を導入するのではなく、順次導入するようにしましょう。 - 機器の特性(適応と禁忌)を把握の上、対象利用者を決定しましょう。 - 介護ロボットの導入・教育だけでなく、現場のオペレーションをどのように変えるかを検討しましょう。 - 導入後、想定される効果を検討し、評価項目を設定しましょう。
手順 4 改善活動に取り組もう	<導入準備、利用者へのケアの提供、導入後の効果検証> - 本冊子を参考に、導入準備(保管場所・活用ルール等の検討、機器導入・研修、利用者への活用を促します)。 - 活動者が十分な教育ができていないことや、ICTに慣れていないために活用が進まないケースがあります。十分な導入期間を確保するようにしましょう。 - 導入当初は、プロジェクトチームによるミーティング等を月1～2回開催開催するなどして、メンバーでの情報共有を心がけましょう。 - 取組のなかで、小さな改善活動を進めていきましょう。
手順 5 改善活動を振り返ろう	<期待していた効果(仮説)に対する効果検証、振り返りミーティングの実施> - 実行計画の中で設定した評価項目が達成されているかの評価を行いましょう。評価は、利用者への効果・業務への効果・現場への効果の観点で行います。可能な限り定量的評価ができるようにしましょう。 - うまくいった点、いかなかった点を整理しましょう。うまくいった点は好事例として、施設・事業所内に情報共有しましょう。 - うまくいかなかった点は、原因等をプロジェクトチームで検討しましょう。
手順 6 実行計画を練り直そう	- うまくいかなかった点については、実行計画に変更を加えましょう。 - 一定の効果が見えたら、次のステップに進みます。ありたい姿に向けた次の取組や、新たな課題への検討を行います。 - 導入済みの機器の活用を進める場合、対象利用者・対象となるケアのシーン・より効果的な使い方を検討しましょう。 - 追加で機器を導入する場合、導入済みの機器と組み合わせで活用することにより、相乗効果が期待できるかを検討しましょう。

「生産性向上ガイドライン」で示された「業務改善に向けた改善活動の標準的なステップ」の手順に沿って、介護ロボット活用のポイントを解説

厚生労働省 介護ロボットのパッケージ導入モデル
<https://www.mhlw.go.jp/content/1230000/001126070.pdf> 2024.6.18



2. 令和7年度の主な改正点



2. 令和7年度の主な改正点（1／3）

県の要綱改正後、
県ホームページ等へ掲載



(参考)国の実施要綱における改正点を示します。

改正点① 補助対象

改正後

・経済産業省と厚生労働省が定める「介護テクノロジー利用の重点分野」に該当する機器等

現行

・経済産業省が行うロボット介護機器開発・導入促進事業等において採択されたロボット

⇒ 「福祉用具情報システム」(「TAIS」(公財)テクノエイド協会が提供。)で「介護テクノロジー」として選定された機器は、**原則として補助対象**とする。

※「TAIS」に公表されていない機器等については、従来どおり、「介護従事者の負担軽減等、介護サービスの質の向上につながると知事(県)が判断した機器等」について対象とする。

改正点② 申請制限

改正後

・回数要件撤廃

現行

・1計画1回 又は 1事業所1回

※同一年度内に複数の機種を同一の目的のために導入する場合、複数機種への補助は認めない。



2. 令和7年度の主な改正点（2／3）

県の要綱改正後、
県ホームページ等へ掲載



（参考）国の実施要綱における改正点を示します。

改正点③ 対象経費

項目	改正後	現行
付帯経費	「重点分野」の機器であれば、ICTに限らず基準額の範囲内で対象※	ICT等の導入支援の場合のみ、情報端末、通信環境機器等を対象
介護ソフトの基準額	11～20人 150万円 31人～ 250万円	11～20人 160万円 31人～ 260万円
介護ソフトの基準額の加算額 （居宅サービス、居宅介護支援（介護予防含む）に限る）	「ケアプランデータ連携システム」により、5事業所以上とデータ連携する場合 ⇒ 基準額に5万円を加算	加算無し
保守経費等	記載無し※	クラウドサービス、保守・サポート費等の経費のうち、当該年度分にかかるもの
リース費用	記載無し※	リース費用のうち、当該年度分にかかるもの

※厚生労働省に対象の可否及び範囲について確認中



2. 令和7年度の主な改正点（3／3）

県の要綱改正後、
県ホームページ等へ掲載



（参考）国の実施要綱における改正点を示します。

改正点④ 一部サービスにおいて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置することを補助要件に設定

※短期入所生活介護等の介護保険の施設系サービスが該当

※委員会の名称については問わない

改正点⑤ 令和7年度中のケアプランデータ連携システムの利用開始を補助要件に設定

※訪問介護等のケアプランデータ連携システムの対象事業所が該当

※改正点③の加算額についても同事業所が対象



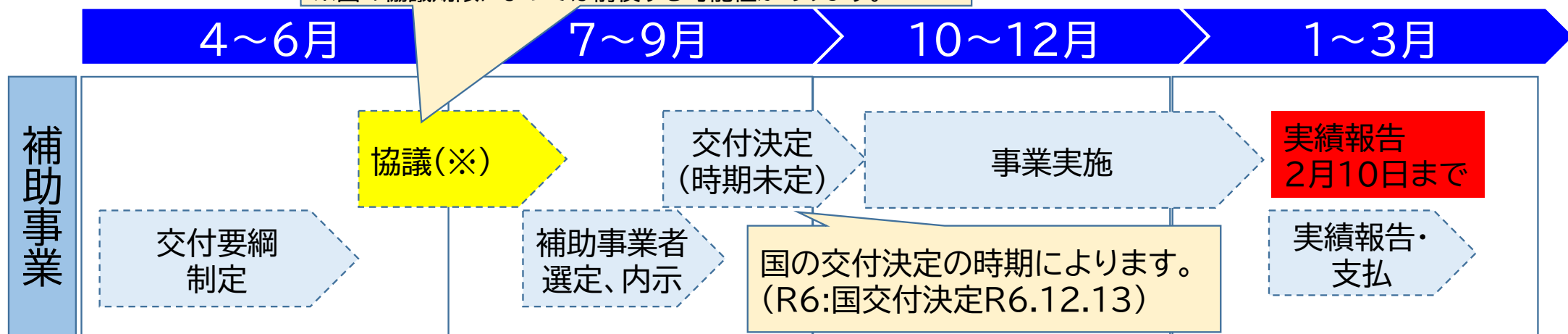
3. 補助事業のスケジュール



3. 補助事業のスケジュール

- 6月までに協議依頼を行います。(国の交付申請等により前後する場合があります)
 ※使用するメニュー、導入機器、所要額を回答してください。
 ※事業計画書、見積書について準備をお願いします。(様式は県HPへアップします)
- **令和8年2月10日**までに事業を完了(支払いを完了し、県へ実績報告書を提出する)する必要があります。

この時点で事業計画書を提出。
 要望調査を提出した事業所を優先します。
 ※国の協議期限によっては前後する可能性があります。



補助金のスケジュールは過去の実績を掲載(R7については今後、県HPに掲載します)

最後に



(公財)テクノエイド協会(TAIS)



※ホームページ



クリック後、「福祉用具を探す(※)介護テクノロジーを含む」→「介護テクノロジーのカテゴリから探す」で確認

※5/9時点で2/10審査終了分が掲載

○TAISへの登録(製品選定)について

- ・直近ではR7.3月に審査を実施
→ 近々にHP上でも反映予定
- ・次回は6月中の審査(7月HP反映)を予定
(既に申し込みは終了)
- ・次々回は9月予定、申込期限については協会に要確認

⇒ 県の補助金スケジュールによっては、9月登録が令和7年度の交付決定の審査に間に合う最後の登録となる可能性(予算の執行残等が生じれば、2次協議の可能性も)

⇒ TAISへの登録が間に合わない場合は、県において可否を個別審査します。



モデル事業について



○山梨県介護生産性向上総合相談窓口業務について(R7:事業名改称、R4～)

テクノロジーの補助金の活用にあたり、業務改善を行う専門家(介護生産性向上総合相談窓口業務アドバイザーほか)が事業所を支援、モデル事業所として、県内事業所に優良事例として展開

→ 生産性向上推進セミナーへの参加を通じて事業所の募集⇒採択⇒支援を行っていきます。

➤ モデル事業に採択された事業所は優先的にテクノロジー補助金の審査、選定を行います。

令和7年度山梨県 介護生産性向上総合相談窓口業務

山梨県社会福祉協議会主催

参加無料

介護現場の課題を可能性に変える！

生産性向上推進セミナー 第1回

開催日 **6月下旬開催予定**

決まり次第 介護福祉総合支援センターホームページ及びメールにてお知らせ

株式会社TRAPEが本事業においてモデル事業所への **伴走支援** も担当します。
伴走支援に申し込むには **第1回セミナーの受講が必要** になります。

プログラム内容

- ・生産性向上の取組意義
(生産性向上の必要性とメリット)
- ・取組の全体像
(何を目指し、どのような段階的取り組みなのか)
- ・取組のステップ
(ガイドラインに基づく6つのステップの紹介)
- ・テーマ別事例紹介
- ・はじめの一歩
(ステップ1、2の取組方法についての説明)

講演テーマ

生産性向上の取組のポイントと
伴走支援の実際

講師

鎌田 大啓
(かまた ともひろ)

株式会社TRAPE代表取締役

厚生労働省「生産性向上ガイドライン」の作成に深く関わり、介護現場の生産性向上の推進、介護ICT導入などに関して豊富な実績を有している



お問い合わせ先：
山梨県社会福祉協議会 介護福祉総合支援センター
住所：山梨県甲府市北都1-2-12 (県福祉プラザ1F)
TEL：055-254-8680 FAX：055-254-8690
MAIL：kaigo@y-fukushi.or.jp



お問い合わせ・ホームページについて



○お問い合わせ

社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会
介護福祉総合支援センター(介護支援センター)

〒400-0005甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ1階

TEL 055-254-8680

FAX 055-254-8690

開館時間 祝日、年末年始を除く月～金
午前9時～午後5時

⇒ 協議開始後は、専用の「問合せフォーム」を作成します。(下記ホームページでご案内します。)

○ホームページ

山梨県 福祉保健部 健康長寿推進課

(お知らせ 又は「テクノロジーを活用した業務効率化モデル事業」について)

<https://www.pref.yamanashi.jp/chouju/index.html>

